

7 家畜伝染病予防法第 12 条の 4 に係る定期の報告の回収について

吉岐家畜保健衛生所

中野 孝宏・森田 光太郎

平成 23 年 4 月の家畜伝染病予防法（法）の一部改正により、家畜の所有者には、毎年 2 月 1 日現在の飼養頭羽数等の報告（定期報告）が義務付けられた。そこで、肉用牛農家の定期報告の効率的な回収について取り組んだので報告する。

1 現状

管内の畜種は肉用牛が主であり、家畜保健衛生所（家保）の獣医師職員 1 人当たりの農家戸数を算出すると 142 戸で、他の家保に比べて多く（表 - 1）、定期報告の自主的な提出が少ないと、回収作業に苦勞することになる。

表 - 1 家保職員（獣医師）1 名当り農家戸数

畜種	吉岐	中央	県北	県南	対馬	五島
乳牛	0	23	22	127	0	3
肉用牛	847	265	1,158	505	52	322
豚	1	52	6	53	0	6
採卵鶏	1	24	7	41	1	2
肉用鶏	0	19	6	26	2	1
戸数計	849	383	1,199	752	55	334
職員数	6	18	11	13	3	5
農家戸数 / 職員	142	21	109	58	18	67

農家戸数：平成25年4月1日現在の長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べより

また、管内では高齢化が進み、平成 24 年度で、農家の半数以上が 60 歳以上で、50 歳代も含めると 8 割以上を占める（図 - 1）。

さらに、高齢農家だけでなく兼業農家も多いため、定期報告の提出のような事務処理に疎い傾向にある。そこで、吉岐家保では自主的な提出を増やすために、効率的な回収について取り組んだ。

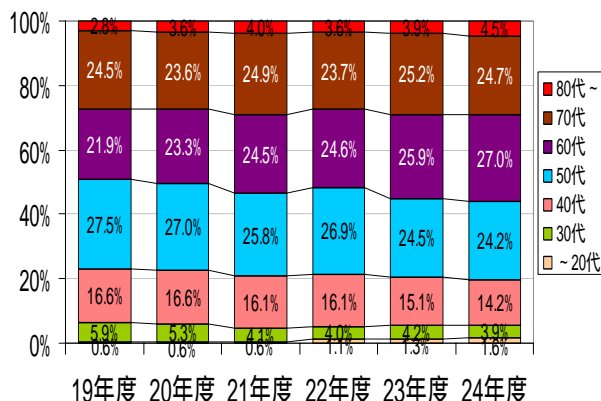


図 - 1 年代別農家戸数割合

2 定期報告提出の通知

定期報告の提出について通知をするために、当所の情報誌の新年号に報告用紙を添付し、管内の肉用牛飼育者全戸に配付した。配付方法は、吉岐市農業協同組合（JA）の協力を得て、その連絡網を活用した。配付した報告用紙には、提出方法や注意事項を記載した紙も併せて添付した（図 - 2）。

～肉用牛飼養農家の皆様へ～

2月1日現在の飼養頭数報告が必須です！！

*** 記入上の注意 ***

- 農場ごとに、当該年の 2 月 1 日時点の飼養頭数を報告する。
2 月のセリ市に出荷する牛は除くこと。
- 所有者以外に当該家畜の管理者がいる場合には、「管理者の氏名又は名称、欄及び「管理者の住所」欄に記入すること。

報告方法
2月セリ市の時に、特設受付を設けます
2月、そこに報告書を持参してください。

セリ市の時に提出できない方は、2月中旬に農協各支所又は家畜保健衛生所に持参してください。

牛以外に、めん羊・山羊・鶏（チャボ・烏骨鶏を含む）・あひる（合鴨を含む）・うずら・きじ等を飼育している方は、報告書に頭羽数を記入してください。

2月のセリ市で全ての牛を出荷して廃棄する場合には届出は必要ありません。

問合せ先
吉岐家畜保健衛生所
TEL 45-3031

吉岐家畜保健衛生所
Tel. 45-3031 Fax: 45-3386

法の提出期限: 4月15日

図 - 2 提出方法および注意事項

農家へは提出方法として、2 月家畜市での提出、JA の 4 支所への提出、当所への持参・

郵送の3つの提出方法を示した。法の提出期限は4月15日だが、提出がなかった場合の督促による回収を見越して、提出期限を2月末日とした。

3 定期報告の回収

壱岐では2月1日から3日に家畜市が開催されるため、その際に定期報告を提出してもらうのが効率的と考え、特設受付を設けた。特設受付は、出品牛係留場付属の倉庫を借りて設置した。特設受付の設置は事前に知らせていたが、周知を徹底するために、当日場内放送を行った。また、定期報告受付中のプラカードを持って係留場を歩いたり、家畜市場の様々な場所に張り紙をすることで、市場にいるすべての農家に提出を促した（写真-1）。さらに、当日報告用紙を忘れた人も提出できるように、報告用紙と筆記具も用意した。



定期報告受付をしていることを周知する職員

定期報告受付を知らせる張り紙

写真 - 1 2月家畜市での回収

JA支所への提出については、近所の通いなれた場所への提出ができるよう、JAの4支所（図-3）に回収箱を設置した。各支所へ提出された定期報告は、週1回程度の間隔で回収した。提出期限は2月末日としたが、法の期限の4月15日までは、各支所での回収を継続した。



JAの4支所
郷ノ浦支所
芦辺支所
石田支所
勝本支所
:壱岐家保
:家畜市場

図 - 3 家保及びJA支所での回収

以上の2月家畜市と、JA4支所への提出及び家保への提出のうち、法の期限内に督促を受けることなく提出されたものを自主提出と整理した。

自主提出だけではすべてを回収できなかったため、家保が設定した期限以降（3月以降）に個別に督促を受けてから提出されたものを、督促後提出と整理した。

督促後提出の内容は、通常業務での農家訪問や4月及び6月家畜市、回収目的での農家訪問における督促・回収、また、督促後にその場で回収できなかったものの、後日家保へ提出などである。

通常業務では主に集合指導、経営指導、家畜改良業務、消毒巡回時に回収した。集合指導とは、家保・家畜診療所・JAが各地区にある家畜の集合場所や農家を巡回して、妊娠鑑定や去勢をする業務である。消毒巡回とは、農業共済組合が加入農家を対象に、衛生害虫駆除を行う事業であるが、この巡回に同行し、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施している。

4月及び6月家畜市では、前日までに名簿から定期報告の未提出者を抽出し、当日、家畜市場の係留場でセリ前に農家に督促・回収、もしくはセリ終了後に督促・回収を行った。

4 回収結果

以上の取り組みにより、法の期限内にすべてを回収することはできなかったが、畜産課への報告期限である7月15日までには回収を完了した（表-2）。

表 - 2 回収結果

自主提出			
2月家畜市	307		
JAの4支所	208		
家保へ	74		
計	589(74%)		
督促後提出			
	法の期限内(4/15)	畜産課期限内(7/15)	計
通常業務内	34	64	98
4・6月家畜市	41	32	73
回収目的の農家訪問		31	31
督促後に家保へ		6	6
計	75(11%)	133(15%)	208
総計	664	133	797

農家戸数 797 戸のうち、自主提出は 74% に当たる 589 戸で、その内訳は、2 月家畜市での提出 307 戸 (52%)、JA 4 支所への提出 208 戸 (35%)、家保への直接提出 74 戸 (13%) であった。

督促後提出は 26% に当たる 208 戸で、その内訳は、農家を訪問する通常業務内での回収が 98 戸 (47%)、4 月及び 6 月家畜市での回収 73 戸 (35%)、回収目的の農家訪問が 31 戸 (15%)、督促後に当所へ直接提出が 6 戸 (3%) であった。

法の期限内には 85% に当たる 664 戸から回収でき、それ以降の畜産課期限内に残りの 133 戸 (15%) を回収した。

5 2 月家畜市出荷・非出荷農家の比較

すべての回収方法の中で、最も多く回収できた 2 月家畜市における、出荷農家 449 戸及び非出荷農家 348 戸について、定期報告提出状況を比較、分析した (表 - 3)。

表 - 3 2 月家畜市出荷・非出荷農家の比較

	出荷農家戸数 449	非出荷農家戸数 348
2月家畜市で提出	237/449	70/348
自主提出 (2月家畜市提出含む)	363/449(81%)	226/348(65%)
督促後提出	86/449	122/348

出荷農家は 237 戸 (53%) が提出し、非出荷農家も 70 戸 (20%) が提出した。出荷農家のほとんどは家畜市に来ているため、半数を超える提出があったが、出荷農家だけでなく、家畜市に

来ていた非出荷農家も提出することから、非常に有効な方法であった。

また、2 月家畜市での提出を含めた自主提出を比較すると、出荷農家は 363 戸 (81%)、非出荷農家は 226 戸 (65%) であり、出荷農家の自主提出率は高かった。2 月家畜市では定期報告の提出を広く周知できるため、定期報告提出の意識を向上させ、自主提出率の向上に大きく貢献したと考えられる。

6 まとめ

2 月家畜市での定期報告の回収は非常に効率的な方法であった。自主提出戸数をさらに伸ばせる余地はまだあるため、法の期限内の自主提出率向上に向けて、2 月家畜市と JA 4 支所での回収が恒例行事として定着するよう、今後も継続していこうと考える。

自主提出だけでなく、督促後提出により定期報告をすべて回収することができたが、高齢農家や兼業農家の中には家畜市や JA 支所に行くことが困難な人もいるため、個別対応もある程度は必要と思われる。

また、新たな取組みとして、メディアを通じてさらなる周知をしようと考えている。



写真 - 2 ケーブルテレビ出演

岐阜ではケーブルテレビ (CATV) が放送されており、ゲストとして家保職員が出演することがある (写真 - 2)。岐阜市 CATV は市民の約 8 割が契約をしており、宣伝効果は高いと考えられる。今後は、自主提出率向上のひとつの方法として、このようなメディアを通じた定期報告の周知も継続し、法の期限内の 100%回収を目標に業務を遂行したい。